

# 危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

令和2年度第2次補正予算案額 **8,905億円** <うち財務省計上7,607億円、農林水産省計上55億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- 日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている事業者の資金繰りを円滑化します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 危機対応融資

#### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している者等

#### 資金使途

運転資金・設備資金

#### 適用金利

通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）

#### 貸出期間

設備資金：20年  
運転資金：15年

#### 貸出限度

上限なし

### (2) 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

※「中堅企業」：資本金10億円未満であって中小企業者以外の法人

※商工組合中央金庫は危機対応業務の枠組みにおいて、中小企業・小規模事業者の支援も実施。詳細は「日本政策金融公庫等による資金繰り支援」PR資料を参照